

# 非構造部材の耐震対策に係る財政支援制度について

## 公立学校施設

### (1) 事業名

学校施設環境改善交付金 防災機能強化事業

### (2) 対象施設

公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

### (3) 算定割合等

算定割合：1 / 3 下限額：400万円～上限額：2億円

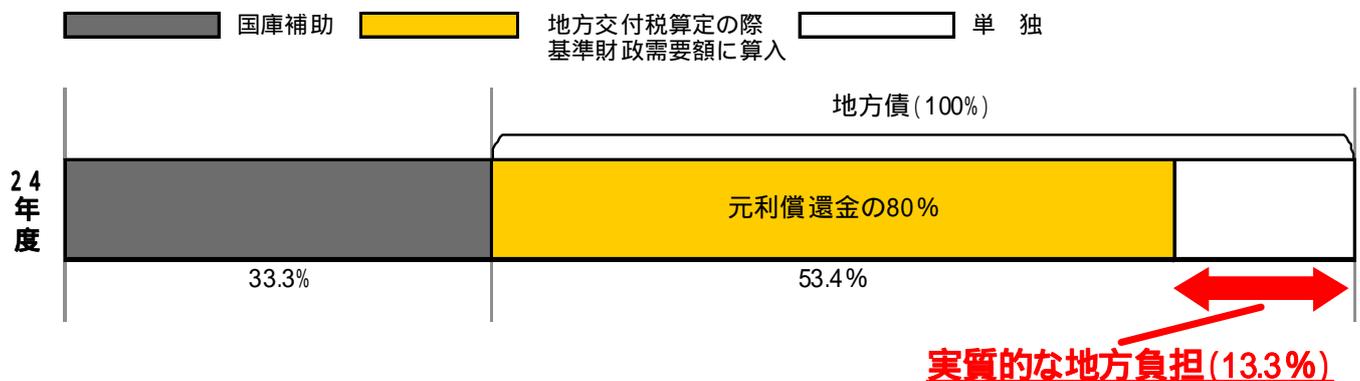
### (4) 対象事業

建築非構造部材の耐震化工事

- ・外壁、建具、間仕切り等の剥落・落下防止工事
- ・天井材、照明器具等の落下防止工事
- ・設備機器の移動・転倒防止工事 等

## < 参考：防災機能強化事業(非構造部材の耐震対策)に係る財源内訳(平成24年度) >

緊急防災・減災事業債を活用した場合



## その他の交付金制度

### 社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)【国土交通省】

対象施設：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学

\* 地方公共団体が行う事業及び補助する事業が対象

算定割合：1 / 3 (避難所の場合) など

対象事業(効果促進事業として)

- ・学校の非構造部材のみの耐震化
- ・学校の非構造部材のみの点検、調査、設計

\* 建物の耐震対策と一体で実施する場合には、基幹事業の対象にもなり得る。